

第1期千歳市障がい児福祉計画

素案

こども療育課

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

「千歳市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める基本的な計画です。

「第5期千歳市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

また、「児童福祉法」の一部改正により、市町村は基本指針に即して障がい児福祉計画を定めるものとされています。（第33条の20）。「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法」に規定する「障がい福祉計画」と一体のものとして作成することができることになっており、本市においては、これら3つの計画を一体的に策定するものとします。

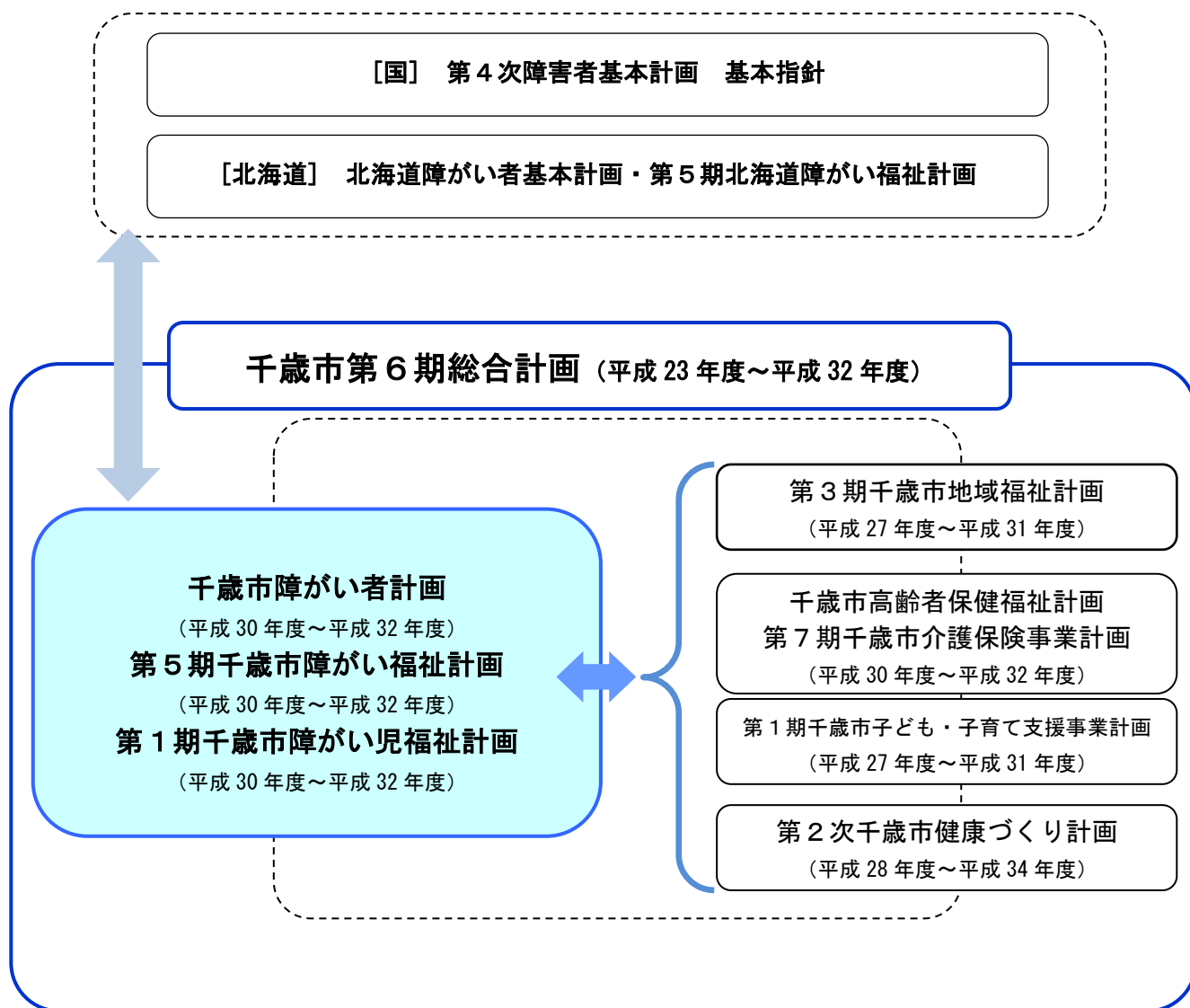
■根拠法令・計画の性格

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項 (平成23年8月5日 一部改正)	障害者総合支援法 第88条 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法第33条の20 (平成30年4月1日 施行)
性 格	障がい者施策に関する基本的な 事項を定める中長期的な計画	障害福祉サービス等の量と 提供体制を確保するための 計画	障がい児支援の提供体制を 確保するための計画

2. 計画の位置付け

「千歳市障がい者計画」及び「第5期千歳市障がい福祉計画」並びに「第1期千歳市障がい児福祉計画」は、国の「第4次障害者基本計画」及び「北海道障がい者基本計画」などと整合性を図りながら、「千歳市第6期総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「あったかみのある地域福祉のまち」のうち、障がい福祉施策に関する個別計画と位置付けるとともに、「第3期千歳市地域福祉計画」や「第1期千歳市子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■計画の位置付け



3. 計画の期間

「千歳市障がい者計画」及び「第5期千歳市障がい福祉計画」並びに「第1期千歳市障がい児福祉計画」の計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間とします。

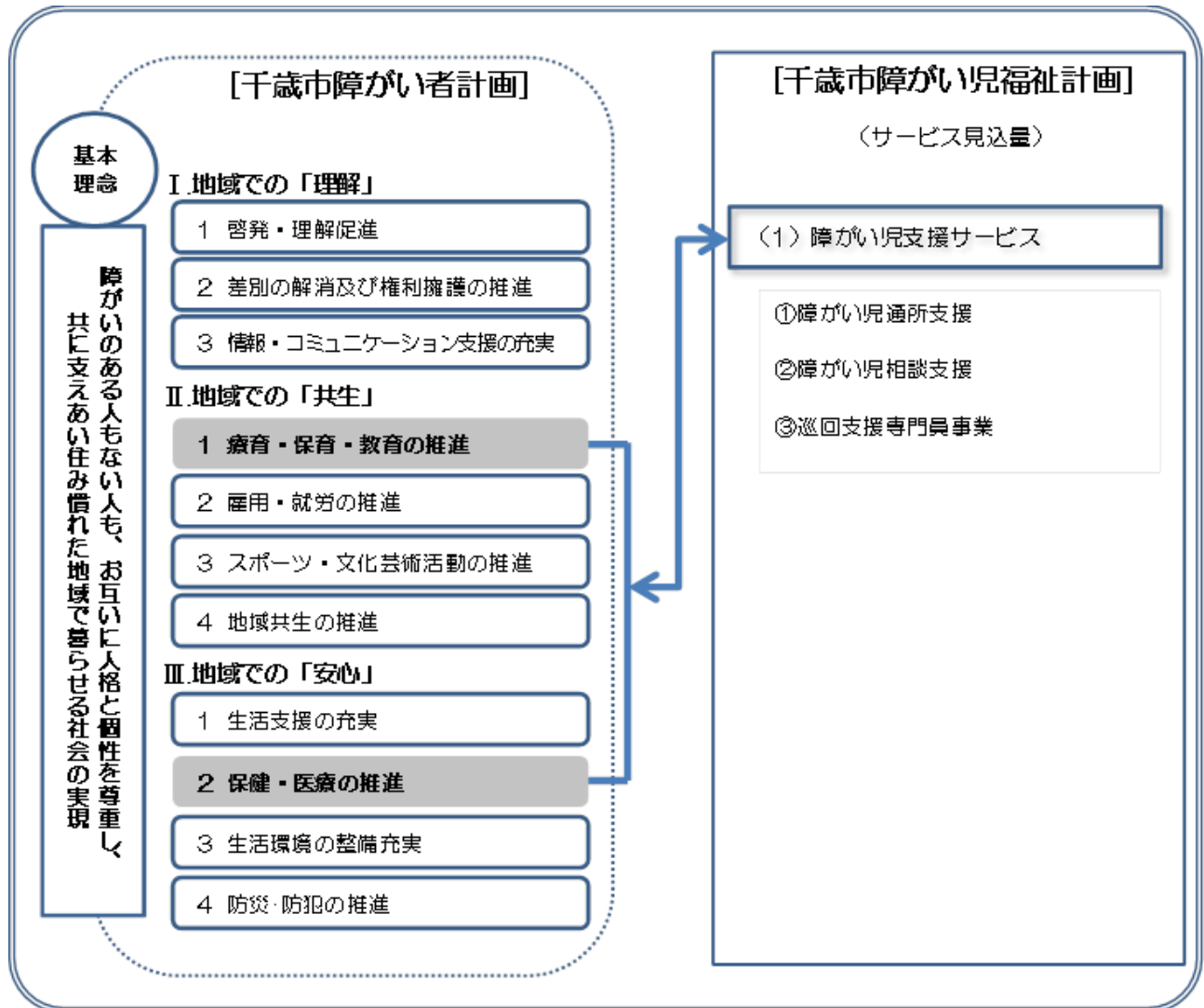
また、計画期間中に大幅な制度改正や社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

■計画期間

	計画名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国	障害者基本計画	第3次					第4次(H30~H34)						
北海道	北海道障がい者基本計画	第2期(H25~H34)											
	北海道障がい福祉計画	第3期	第4期			第5期(H30~H32)							
千歳市	総合計画	第6期(H23~H32)											
	地域福祉計画	第2期	第3期(H27~H31)										
	障がい者計画	障がい者計画	障がい者計画		障がい者計画								
	障がい福祉計画	第3期	第4期			第5期							
	障がい児福祉計画					第1期							

図表 51 千歳市障がい者計画と第1期千歳市障がい児福祉計画の関係図

「第1期千歳市障がい児福祉計画」は障害児支援の提供体制を確保するための計画であり、「千歳市障がい者計画」に掲げる施策のうち、「療育・保育・教育の推進」及び「保健・医療の推進」に対応しています。



第7章 第1期千歳市障がい児福祉計画

1. 計画の位置付け

「第1期千歳市障がい児福祉計画」は、改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月1日施行）に規定する「市町村障害児福祉計画」として位置付け、「障がいのある児童の健やかな育成のための療育支援」に向けたサービス提供体制の計画的な構築を目的として策定します。

また、策定にあたっては、国が定める基本指針に即してサービス提供体制の確保に向け、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を検討していきます。

2. 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

3. 計画の対象

18歳未満の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神障がいのある児童及び療育支援が必要な児童

4. 計画の内容

- (1) 障がい児支援の体制整備の促進のため、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標を定めます。
- (2) 平成30年度から平成32年度までの各年度における各年度における指定通所支援又は指定相談支援のサービス提供種類ごとの必要な利用見込量とその利用見込量を確保するための方策を定めます。

5. 障害児通所支援等の提供体制に係る目標

「児童発達支援センターの設置」や「医療的ケア児の適切な支援のための連携協議の場の設置」などに関する目標を設定して取り組みます。

(1) 児童発達支援センターの設置

●国の基本指針

基本指針では、平成32年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

●千歳市

本市では、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を行う多機能型事業所である「千歳市こども通園センター」(以下「こども通園センター」という。)を運営しています。所管するこども療育課では、こども発達相談室での相談業務、障害児相談支援事業所での相談業務、巡回支援事業、関係機関向けの講演会などを実施しており、重層的な地域支援体制を担う「児童発達支援センター」の機能を有しています。しかし、人員配置や施設設備などで設置基準を満たさない部分があることから、国や北海道の動向を注視し、「児童発達支援センター」設置に向けて検討していきます。

【児童発達支援センターの設置の目標値】

項目	数値	考え方
平成 32 年度末までの整備	1 か所	児童発達支援センター設置の検討を行います。

(2) 保育所等訪問支援の利用体制の構築

●国の基本指針

平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援をできる体制を構築することを基本としています。

●千歳市

こども通園センターと民間事業所の 2 か所が保育所等訪問事業を行う事業所として指定を受けていますが、実施は、こども通園センターのみとなっています。実績として、平成 27 年度末の利用数 15 人、平成 28 年度末の利用数が 17 人とやや増加傾向にあります。

母子家庭や共働き家庭が増えており、潜在的なニーズがあると思われ、ニーズの掘り起こしと集団生活の適応を促す支援の質の向上に努めます。

※目標値は、〈保育所等訪問支援の見込量〉(P123)を参照。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等

デイサービス事業所の確保

●国の基本指針

基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

●千歳市

「こども通園センター」には、重症心身障がいのある児童が在籍し、定期的に通園しています。親子通園の形態であることから、緊急時や痰の吸引などの医療的ケアは保護者が実施しています。放課後等デイサービスでは、理学療法や作業療法による支援のみの受入れであるため、今後は、個別支援だけでなく、集団活動や生活支援を含めた療育支援のあり方の検討を行っていきます。さらに、学齢期には親子分離による療育支援の検討など支援体制の見直しが必要であり、医療的ケア児の対応についても検討していきます。

【重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標値】

項目	数値	考え方
平成32年度末までの整備	1か所	こども通園センターにおいて重症心身障がいのある児童の支援を継続します。放課後等デイサービスの内容の検討を行います。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

●国の基本指針

医療的ケア児が身近な地域で適切な支援が受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

●千歳市

医療を要する状態にある障がい児が、心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むためには、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整、情報交換を行なえる協議の場を設置することが必要です。現在、個別のケース別に、関係機関の担当者による検討会議を実施していますが、今後は、関係機関の連絡調整、情報交換を行なえる協議の場を設置し、協議を進行・運営する中心的な役割を担う医療的ケア児等コーディネーターの配置を検討するとともに、医療的ケア児が地域で生活しやすい環境づくりを進めていきます。

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置の目標値】

項 目	数 値	考 え 方
平成 30 年度末までの整備	1 か所	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

(5) 居宅訪問型児童発達支援事業の開設

●国の基本指針

現在、社会保障審議会障害者部会で継続審議が行われています。現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児の発達支援を受ける機会が提供されておらず、居宅を訪問して療育支援を行うサービスを新たに創設する方針です。

●千歳市

現在、こども発達相談室にて、人工呼吸器等の医療的ケアが必要で感染症にかかりやすく重篤化する恐れがある児童の相談支援を家庭訪問で実施しています。今後、個別支援とともに家族支援を行う家庭訪問による療育支援体制の検討を行います。

※目標値は、〈居宅訪問型児童発達支援の見込量〉（P123）を参照。

(6) 保育所・認定こども園・学童クラブにおける障がい児の受入れ目標

●国の基本指針

各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入体制の整備を行うことを基本としています。

●千歳市

本市において、保育所や学童クラブにおける障がい児の受入れの歴史は長く、多くの子どもたちが障がいの有無にかかわらずともに育ち合う経験を積み重ねています。

近年では保育所・認定こども園における2号認定の定員数の約7%、学童クラブにおける定員数の約3%を障がい児保育として受入れていることから、これまでの実績に基づき障がい児の受入れを行います。

【定量的な目標の設定】

種 別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量（人）	定量的な目標（見込み）（人）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所・認定こども園等	54	51	54	54
学童クラブ	28	28	28	28

6. サービス見込量

(1) 障害児支援サービス

① 障害児通所支援

(a) 児童発達支援

事業内容

療育支援が必要な未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

見込量の考え方

過去の見込みに対して実績が上回っており、今後も利用が進むと考えられるため、平成30年度以降の利用者数は緩やかに増加するものとして見込みます。

<児童発達支援の見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人/月	160	165	170
人日/月	960	990	1,020

(b) 放課後等デイサービス

事業内容

通学中の障がいのある児童や生徒に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練を行います。

見込量の考え方

今後もサービス提供事業者の増加が予想され、放課後等デイサービスの利用者数は緩やかに増加していくものとして見込みます。

<放課後等デイサービスの見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人/月	90	95	100
人日/月	720	760	800

(c) 保育所等訪問支援

事業内容

療育支援の必要な児童が通う幼稚園や保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

見込量の考え方

過去の実績から、大幅な伸びはないため横ばいでの推移を見込みます。

<保育所等訪問支援の見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人/月	24	24	24
人日/月	48	48	48

【見込量確保のための方策等】

障がいのある子どもが必要な支援を受けることができるよう、こども通園センターと民間事業所などの関係機関との連携を深め、通所支援の充実を図るとともに、保育所や幼稚園等への訪問療育支援を拡充することで、子どもの生活を包括的に捉え、療育の場の充実に努めます。

(d) 居宅訪問型児童発達支援

事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して療育支援を行います。

見込量の考え方

こども発達相談室と母子保健事業との連携により実態把握をしており、少数で推移すると見込みます。

<居宅訪問型発達支援の見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人/月	1	1	1
人日/月	2	2	2

【見込量確保のための方策等】

人工呼吸器等の医療的ケアが必要で感染症にかかりやすく重篤化する恐れがある児童について、こども発達相談室で家庭訪問による相談支援を行っており、今後は、こども通園センターにおいて訪問指導を検討します。

② 障害児相談支援

事業内容

障害児通所支援の利用に当たって必要な障がい児支援利用計画を作成します。
また、定期的に障害児通所支援の利用状況を検証します。

見込量の考え方

過去の実績と現在の利用者数を踏まえ、微増していくものとして見込みます。

<障害児相談支援の見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者数(人)	160	165	170

【見込量確保のための方策等】

障がいのある児童や生徒等が地域の中で自立した生活を送り、必要な支援を受けられることができるよう、サービス等利用計画等の作成に向けた体制の充実・強化に努めます。

③巡回支援専門員事業

事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、幼稚園や保育所等の子どもや保護者が集まる施設・場に巡回等の支援を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行います。

見込量の考え方

障がいの早期発見・早期対応をするため、今後、必要な事業として実施していくものとして見込みます。

<巡回支援専門員事業の見込量>

単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
箇所数	1	1	1

【見込量確保のための方策等】

巡回支援専門員事業では、巡回支援専門員が幼稚園や保育所等の子どもや保護者が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、早い段階から支援を行うための体制の充実に努めます。

第8章 計画の実施体制と進行管理

1. 計画の実施体制

千歳市障がい者計画及び第5期千歳市障がい福祉計画並びに第1期千歳市障がい児福祉計画の3計画については、一体的に推進するものとし、保健福祉部障がい者支援課が中心となり、庁内関係部局、関係団体・機関、関係行政機関等と連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、千歳市障がい者地域自立支援協議会を定期的を開催し、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等関係機関などの多様な主体のネットワーク化を図り、保健・医療、療育・保育・教育、雇用・就労などの様々な分野が連携しながら、計画の推進体制を確保します。

2. 計画の進行管理

千歳市障がい者計画に掲げた各施策の取組実績、第5期千歳市障がい福祉計画に掲げた数値目標及び障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値並びに第1期千歳市障がい児福祉計画に掲げた障害児支援の提供体制の確保に係る目標等について、調査分析等を行い、その結果を千歳市障がい者地域自立支援協議会に報告し、計画の推進方法について意見を求めるとともに、進捗状況の点検や評価を受けることとします。また、進行管理においては、PDCAサイクルを取り入れ、毎年度、各種施策の実施状況や設定した目標値、見込量の達成状況の分析及び評価を行い、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

(1) PDCA サイクルによる評価・検証

「PDCAサイクル」とは、様々な分野における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

図表 52 PDCA サイクルのイメージ

